

西宮市男女共同参画推進委員会
令和5(2023)年度 第2回会議録

日時：令和6(2024)年1月18日(木) 午後2時30分～4時30分

場所：男女共同参画センター ウェーブ 411 学習室

●出席者

(委員) 有本 尚央、安東 由則、市山 和明、小川 真知子、奥野 明子、檀 麻衣
前島 紳作、山本 千晶、渡辺 美穂

(事務局) 市民局 局長 堂村 武史
人権推進部 部長 森山 毅
男女共同参画推進課 課長 中島 貴子
係長 松井 裕行
主査 野木 健佑
こども支援局
子育て支援部 部長 緒方 剛
子供家庭支援課 課長 三桝 浩一
係長 田和 英美子

●傍聴者 1名

●会議次第

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和5(2023)年度事業中間報告及び今後の方向性の検討について
 - (ア) 女子学生のためのライフプランニング支援事業
 - (イ) いきいきフェスタ
 - (ウ) 出前授業(デートDV・LGBTQ・ジェンダー)
 - (エ) 公共施設整備・改修時のジェンダー・セクシュアリティ視点勉強会
- (2) ファミリーシップ宣誓証明制度への拡充
- (3) 令和4(2022)年度男女共同参画プラン推進状況・評価報告書について

3 閉 会

(1) 令和5(2023)年度事業中間報告及び今後の方向性の検討について

(ア) 女子学生のためのライフプランニング支援事業

【事業概要】

令和4年度より、学生が自身の個性や能力を発揮することをあきらめることなく、多様な生き方や働き方を知る機会を大学生に提供するとともに、大学生の研究や活動発表の場を提供することを目的に、講演会形式、シンポジウム形式、上映会の3つの企画で事業を展開する

【課題と対応事項等】

- ・ 講演会形式、シンポジウム形式、上映会いずれも参加者の満足度は高いものの、メインターゲットである学生の参加が少ない。

(対応事項等)

事業の目的から女性の学生に限定したものではないことから、広報においては「女子学生のための…」を外した事業名称で実施する。

- ・ 学生たちの生活様式に即した開催日時であるか。

(対応事項等)

事業の開催場所を大学して講演会を開催、または事業への参加を授業として扱うなど、男女共同参画センターや、大学交流センターではなく、大学に出向いて開催することも検討している。

- ・ シンポジウム形式では学生たちの日々の活動を発表する場を提供しているが、報告をしてくれる学生のリサーチや広報がいきわたっていない。

(対応事項等)

今年度は大学（キャリアセンターや地域連携室等）にチラシを配布し、大学内でも広報を依頼する。（大学内の公募から1組の応募あり）

令和4年度、5年度と実施することで、各大学のジェンダー研究をされている研究室や、ダイバーシティ推進室、地域連携室、キャリアセンターとの関係性も構築されつつある。今後の広報は組織的に実践したい。

【委員の意見等要旨】

- 会場を男女共同参画センター以外にし、授業や単位取得に結びつかない学生の参加は難しい。
- 女子大においてもロールモデル事業を実施している。学生の活動報告の場としての機能だけでなく、コンペ方式で市として活動に対して表彰し、学生たちにとっても就職活動の話題作りとしての側面も必要となるのではないか。そのためには継続していくことが重要となる。
- 本事業に関しては、長期的な展望や戦略が必要かと思う。また大学での実施についても、市内大学限定でなければ、協力もできるだろう。

- 大学の先生同士のつながり、各大学の地域連携室とのつながりをもっと強化して、長期的な展望をもって展開してほしい。
- 民間事業者やNPO法人などとの協働状況はどうか。
 - 市内で活動されている団体にも声をかけて学生の参加や活動報告を依頼している。
- 大学での実施を検討するのであれば、事業の年間計画を早期に大学に提示する必要がある。また各大学には様々な活動をしている学生団体があるはず。学生団体にも着目してみてはいかがか。
- ライフプランニング事業の目的や狙いをもう少し絞り、参加者のターゲット層を明確にしてはどうか。
 - 現時点では、就職活動を控える学生に将来を考える時間をもってもらいたい、ジェンダー役割にとらわれない考え方を養ってもらいたいという男女共同参画の理念をベースにした啓発的な側面の強いものである。
 - 委員の皆様よりいただいた様々な意見を踏まえて、今後の事業展開を検討していきたい。

(イ) いきいきフェスタ

【事業概要】

2000年に男女共同参画センターが開設されてから、男女共同参画を推進する市民グループが中心となり、ほぼ毎年開催している事業。今年度は、講座が12、展示が9、ワークショップや販売ブースが9、合計30の企画を実施。また特別企画として、西宮・尼崎・川西の3市の市長の子育て座談会を開催し、ファシリテーターを交えて各市の取組や、自ら子育て中の各市長の考えを聞く機会を設けた。

【委員の意見等要旨】

- インターネットが情報を得る中心ではあるが、情報を自分で探しに行くことが必須となる。広報手段に、チラシなどのアナログな手段も織り交ぜてはどうか。例えば、市内の学校園にポスターを掲示してはどうか。
- 広報手段として、鉄道事業者への協力はいただけないか。近隣の阪急西宮北口駅だけでなく、沿線の各駅にポスターなどは掲示できないか。
 - 既に西宮北口駅の駅構外にある掲示板にはポスターを掲示しており協力をいただいている。駅構内になると、広報費用が高額となるため難しい。
- 参加者が高齢層が多いが、若者層は関心がないから来ないだけで、別に無理に来場者数を増やす必要もない。もし見直すのであれば、事業の輪郭を明確に、いきいきフェスタにテーマ性を持たせることになる。

(ウ) 出前授業（デートDV・LGBTQ・ジェンダー）

【事業概要】

デートDV、LGBTQを学びたい学校や地域団体向けに講師を派遣する。派遣とあわせて男女共同参画センターの役割などを説明し、認知度の向上やセンターで実施している相談事業へのアプローチを目指す。あわせて生涯学習企画課と合同で、中学生向けにジェンダーに関する基礎知識や社会情勢を交えた授業も同様に実施する。

【実施件数および傾向】

デートDV	8件（市内の中学校および高等学校 生徒参加型のデートDV授業）
LGBTQ	10件（市内の小中学校・地域団体等 教員向けの勉強会、当事者のライフストーリーを交えた講演会、西宮市の取組等）
ジェンダー	3件（市内の中学校 ワークショップを交えたジェンダー役割に気づく授業）

【委員の意見等要旨】

- 学校へ出向いてすることは大変有意義である。人権参観の題材にもしている学校もあることに驚いた。子どもは大人以上にジェンダーやセクシュアリティに理解がある。若い世代への啓発は続けていただきたい。
- 学校園の人権担当者への会議に参加して、本事業を広報したことは評価できる。今後も校長会などさまざまな会議や切り口から本事業の宣伝を行ってほしい。
- 男女共同参画センターの事業の中心として出前授業を展開してはどうか。
- LGBTQの出前講座に関してはどのような講師が選定されているのか。
 - 西宮市の事業に関しては、男女共同参画推進課の職員が担う。教員や地域団体向けであれば性的マイノリティに関して啓発活動をしている当事者が担う。

(エ) 公共施設整備・改修時のジェンダー・セクシュアリティ視点勉強会

【事務局からの報告】

(開催の背景)

- ・ LGBT 理解増進法の成立、経済産業省におけるトランスジェンダー職員のトイレ利用に関する最高裁判決
- ・ 市議会からの質問
 - 今後の公共施設の管理・整備・改修時においてジェンダー・セクシュアリティ視点を踏まえた対応が市職員にも求められる。
 - トランスジェンダー当事者への配慮や女性スペースの確保について、知識の習得や課題の整理が必要となる

(研修内容)

- ・ すべての人は、性的指向、性自認、性表現、身体的特徴（体の性）に関わらず、公平で安全かつ人間としての尊厳を保つことができるトイレを利用できる権利を持つ（ジョグジャカルタ原則）について
- ・ オールジェンダートイレ整備のポイント
 - ◇ 男女別トイレ内の使用の工夫（男性トイレへのサンタリーボックス設置）
 - ◇ 既存の多機能トイレへのオールジェンダーサイン表示
 - ◇ 「男女共用広めトイレ」設置（異性介助や子連れ等にもメリット）
 - ◇ すべてを個室にし、性別関係なく選択可能に
 - 選択肢を作り、どの属性でも利用できる環境整備が必要な時代になる。

(今後の方向性)

- ・ 同様の勉強会の継続実施（設計時の注意点、トランス当事者、異性介助者の声を聴く機会など）
- ・ トイレ等に表示するサインや文言の検討

(2) ファミリーシップ宣誓証明制度への拡充

【制度概要】

西宮市では令和3年3月に策定した「性の多様性に関する取組の方針」に基づき、パートナーシップ宣誓証明制度^{※1}を実施し、令和5年12月末現在で27組のカップルが宣誓している。

令和6年度以降は、カップルのみの宣誓だけではなく、そのカップルが育てている子供または親も含めて宣誓する制度（ファミリーシップ宣誓制度）に拡充を検討している。期待される効果としては、多様な家族像を尊重するという啓発的な意義が見込まれる。

本制度に関連付けて、市の権限において適用可能な行政サービスについては、今後市役所内の各担当課にて検討していく。

※1 一方又は双方が性的マイノリティである二者の関係であって、お互いに人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを市に宣誓したカップルに「宣誓書受領証」の交付を行う制度。

なお、本制度を受けて現在適用可能な行政サービスは、市営（県営）住宅の申込資格、犯罪被害者等支援の遺族要件、西宮市災害見舞金等支給条例における死亡弔慰金の対象者、税務証明の交付申請、本人が廃棄物を処理施設へ持ち込めない場合の親族搬入の取扱いが挙げられる。

【委員の意見等要旨】

- パートナーシップ宣誓制度を利用するにあたり、他府県では審査が厳しい自治体もあると伺うが西宮市の実態について教えてほしい。
 - 要綱にある条件に即して審査し、添付書類について住民票や全部事項証明書を提出してもらっている。当事者に対してパートナーとの関係性などについて過度なヒアリング等はしていない。他府県、市町村についても大差はないかと考えられるが、本籍地が遠方なために戸籍の入手に時間を要し、希望日に宣誓できないことはありうる。
- ファミリーシップへの拡充にあわせて利用できる制度はあるのか。具体的なメリットはあるのかまた、兵庫県庁の休暇制度ではパートナーシップ関係にある者への結婚休暇等の申請が可能である。
 - パートナーシップ宣誓制度で現在適用可能な行政サービスはファミリーシップ宣誓制度の対象者にも同様に適用できるが、新たなサービスについて現時点はなく、家族間のあり方が多様化していることを伝える啓発的な意味が最も大きい。
 - 市役所の人事部門へ介護休暇をはじめとする各種制度の適用範囲の拡大に向けて調整中である。
- ファミリーシップを新たに作るに至った経緯は？パートナーシップ宣誓制度のみでも十分ではないのか？
 - 同性カップルでも、子育てやパートナーの親を事実上養っていたりするケースもある。多様な家族像があることを、制度を通じて知っていただくことに啓発的な意味があると考え。また「パートナーシップ宣誓制度」から「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」と制度の拡充により名称変更となるが、パートナーシップ宣誓のみを選ぶことは可能である。

- ファミリーシップ宣誓制度、パートナーシップ宣誓制度の一方を選べるようにすることもできるのでは？

- 未成年の子に対してどのようにファミリーシップ宣誓制度を運用するのか。
 - 15 歳以上の子どもの同意を得たうえで本制度を利用することとなる。同意がなければ、当事者同士のパートナーシップ宣誓となる。またファミリーシップ宣誓制度を利用した 15 歳以上の子どもが、本人の意思で将来に向かって、制度から外れることもできる。

- 兵庫県のパートナーシップ宣誓制度も開始されるが、西宮市と併存することは問題ないのか。また手続き面でも市に宣誓すれば、県にも宣誓することとなる等、当事者に利便性の高いものにはならないのか。
 - 併存は問題ない。両方またはいずれかのみを利用するかは、当事者の判断となる。なお兵庫県の宣誓制度を利用すれば、県の行政サービスの適用を受けることが可能である。
 - 手続き面では、指摘のとおり課題はあり、阪神・丹波・淡路 10 市において締結している連携協定自治体間でも問題意識を共有している。

(3) 令和4(2022)年度男女共同参画プラン推進状況・評価報告書について

【事務局の説明事項】

男女共同参画プラン推進状況・評価報告書の推進委員からの意見・質問への回答

重点施策 1 DV（DV対策基本計画）、性暴力の根絶

(主な意見・質問及び回答)

- 相談窓口の周知、充実
 - ホームページに加えて、Xやフェイスブック、センター講座や研修実施時などを通じて積極的に広報を実施
 - 市独自でオンライン相談を実施する予定はない。国や県ではチャット相談等も実施しており、そうした相談窓口も重ねて広報する
- 男性向け講座、相談窓口
 - 西宮市では主にパパ向け、一般男性向けの講座を実施。いずれも男女のジェンダー不平等な社会構造が背景にあることを知り、平等への意識を高めたうえでこうしたスキルは学んでほしいとは思っているが、社会構造の話ばかりだと参加者数がなかなか伸びずに苦慮している
 - 男性相談については、国や県ではチャット相談等も実施しており、そうした相談窓口も重ねて広報
- DVに関する職員向け研修の必修化
 - DVに関する庁内の連絡会議や男女共同参画施策全般の庁内会議があるため、まずはその構成員、構成部門から必修化を検討する

重点施策 2 働く場における男女共同参画の推進

- 主に企業向けの取組における関係機関との連携状況
 - 商工会議所との連携については、主に令和4年度は、広報について協力いただく。なお令和5年度は、広報に加えて企業向け講演会の企画についても連携しております。加えて公益財団法人ひょうご仕事と生活センターとも広報等で協力体制を検討している。
- 市役所内の女性管理職割合の向上や男性職員の育児休業取得比率の向上
 - 令和4年度の男性職員の育児休業取得率は33.0%と育休取得への前向きな環境づくり復職後の仕事と生活の両立を実現するため、令和5年度は人事部と合同で研修を実施する

重点施策 3 次世代に向けた男女共同参画の推進

- デートDVなどの出前授業の状況
 - 男女共同参画推進課で実施している学校向けのデートDV出前授業は、令和4年度は7回、令和5年度は8回と市内の中学校、高校に着実に事業の知名度が浸透していると考えられる。引き続き次年度以降も学校側と対面で広報できる機会を逃さず、事業の周知に努めていく。

重点施策 4 男女共同参画の視点による防災・減災施策の推進

- ジェンダーと防災への行政の取組状況について
 - 令和4年度は啓発冊子を作成
 - 防災部署とも連携し講演
 - 令和6年度には、西宮市地域防災計画の改定にあわせて、今まで以上に男女共同参画の視点の必要性について記載できないか検討

重点施策 5 男女共同参画センターウェブの機能強化

- 認知度向上のための大型イベントの開催
 - 限られた予算と人員のなかで実施は難しい。実施するにあたっては、センター企画の講座、出前講座（研修）の件数を減らし、男女共同参画週間事業、女性に対する暴力をなくす運動週間にあわせた既存の事業を強化しての実施となる。
- 民間事業者との連携について
 - 令和4年度は、NPO法人カラフルブランケットと協働で同性婚についてパネル展を実施
 - 令和5年度は、地域団体と無印良品 西宮ガーデンズ店の協力により、事業展開するなど、男女共同参画センターの認知度向上のために努めており、引き続き共催・連携できる事業所があれば前向きに検討する

【委員からの意見要旨等】

- 議事の進行上、会議内での意見集約はできないため、事務局からの説明を受けて、追加で意見等があれば報告するようお願いしたい。